

健幸ポイントプロジェクト

参加手引

(平成 27 年度 岡山市版)

「健幸ポイントプロジェクト」(以下、「本事業」という)とは、市民の皆さまの健康づくりを後押しするためのポイント事業です。歩数計を持って歩いたり、健康づくりのプログラムなどに参加したりすることで、参加される方の健康状態等に応じてポイントが付与され、獲得したポイントは、商品券、共通ポイント(Ponta)、社会貢献(寄付)との間で交換できます。

【参加条件】

40 歳以上の市民の方(今年度内に 40 歳になる方を含む)で、申込時に「健幸ポイントプロジェクト参加規約」に同意いただいたうえで、本事業で指定する「歩数管理サービス」に参加し、アンケート調査への回答にご協力いただける方であれば、どなたでも参加できます。

本年度は、昭和 51 年 4 月 1 日以前にお生まれになった方が対象となります。

健幸ポイント共同事業体⁽¹⁾

1: 岡山市と健幸ポイント運営事業者により構成される「健幸ポイント共同事業体」が本事業を実施し、健幸ポイント運営事業者内に事務局(以下、「健幸ポイント運営事務局」という。)を設置します。

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 1. 健幸ポイントの獲得方法 | 1 |
| (1) 参加者の実施事項 | 1 |
| (2) 獲得できる健幸ポイント | 5 |
| 2. 健幸ポイントの交換方法 | 6 |
| 3. 健幸ポイントの獲得状況や交換状況の確認方法 | 8 |
| 4. 各種手続や問合せ方法 | 9 |
| 5. 個人情報の取扱い、事業の中断・終了、規約変更 | 10 |
| 付録 | 11 |
| 健幸ポイントの付与ルール | 11 |
| 健幸ポイントに関するお知らせメール | 16 |
| WEB サイト「マイページ」 | 17 |
| 参加規約 | 21 |

【1】健幸ポイントの獲得方法

(1) 参加者の実施事項

本事業にご参加いただいた方には、以下の事項に取り組んでいただきます。

- (A) 歩数計の携行・体組成の測定（データ取込含む）【必須】
- (B) 対象プログラムへの参加 <任意>
- (C) 健診結果の提出 <任意>
- (D) 健幸ポイントプロジェクトに関する調査票への回答・提出【必須】

(A) 歩数計の携行・体組成の測定（データ取込含む）【必須】

歩数管理サービス（名称：Walk レコード（ウォークレコード））を利用し（無料）、日々の歩数データや定期的に測定する体組成データの取込を行ってください。歩数計には、42日分の歩数データまでしか記録できません。1か月に1度はデータの取込を行きましょう。

- ・参加決定後にご利用いただく「歩数計」をお送りします。歩数計に同封の「Walk レコード 歩数計・体組成計の使い方とデータの取込方法」をご確認いただき、歩数や体組成のデータの取込を行ってください。
- ・歩数データの取込や体組成データの計測及び取込は、下表の施設に設置してある体組成計とパソコンで行えます。

| 設置場所 | 住所 | 電話 | 利用可能時間 |
|-------------|----------------|----------|---|
| 岡山市役所保健管理課 | 北区鹿田町 1-1-1 | 803-1243 | 平日 8:30～17:15 |
| 岡山ふれあいセンター | 中区桑野 715-2 | 274-5151 | 9～21時 |
| 西大寺ふれあいセンター | 東区西大寺中 2-16-33 | 944-1800 | |
| 北ふれあいセンター | 北区谷万成 2-6-33 | 251-6500 | 【休館日】 毎月第3土曜日 年末年始(12/29～1/3) |
| 西ふれあいセンター | 南区妹尾 880-1 | 281-9611 | |
| 南ふれあいセンター | 南区福田 690-1 | 261-7001 | |
| ウェルポートなださき | 南区片岡 159-1 | 363-5001 | |
| 中央公民館 | 中区小橋町 1-1-30 | 272-7886 | 9時30分～17時 【休館日】水曜、祝日（祝日が水曜日と重なった場合は、その翌日も休館）、年末年始（12/28～1/4） 吉備公民館は新築工事のため設置していません。 |
| 岡南公民館 | 南区若葉町 22-16 | 262-3483 | |
| 岡西公民館 | 北区下伊福西町 1-48 | 253-7581 | |
| 北公民館 | 北区津島東 1-3-14 | 254-4633 | |
| 西大寺公民館 | 東区向州 1-1 | 942-6252 | |
| 上南公民館 | 東区君津 636 | 948-3352 | |
| 一宮公民館 | 北区一宮 638-1 | 284-6224 | |
| 津高公民館 | 北区栢谷 1677 | 294-4222 | |
| 高松公民館 | 北区津寺 104 | 287-2057 | |
| 妹尾公民館 | 南区箕島 1025-1 | 282-4747 | |
| 福田公民館 | 南区古新田 1186 | 282-3773 | |
| 上道公民館 | 東区竹原 474 | 297-2377 | |
| 興除公民館 | 南区中畦 589-1 | 298-2660 | |

| 設置場所 | 住所 | 電話 | 利用可能時間 |
|--------|---------------|----------|---|
| 足守公民館 | 北区足守 718 | 295-1942 | 9 時 30 分 ~ 17 時 【休館日】 水曜、祝日（祝日が水曜日と重なった場合は、その翌日も休館）、年末年始（12/28 ~ 1/4） 吉備公民館は新築工事中のため設置していません。 |
| 藤田公民館 | 南区藤田 508 | 296-2185 | |
| 大元公民館 | 北区大元上町 10-31 | 241-8526 | |
| 東公民館 | 中区高屋 344-1 | 271-1911 | |
| 南公民館 | 南区芳泉 3-2-2 | 263-7919 | |
| 旭東公民館 | 東区西大寺松崎 310-1 | 943-1154 | |
| 操南公民館 | 中区藤崎 201-4 | 276-7898 | |
| 山南公民館 | 東区邑久郷 688 | 946-8165 | |
| 福浜公民館 | 南区福富中 1-16-22 | 265-4835 | |
| 富山公民館 | 中区福泊 246-1 | 274-0827 | |
| 芳田公民館 | 南区西市 96-1 | 245-0688 | |
| 高島公民館 | 中区国府市場 99-5 | 275-1341 | |
| 京山公民館 | 北区伊島町 2-9-38 | 253-8302 | |
| 光南台公民館 | 南区宮浦 1324 | 267-1255 | |
| 御南西公民館 | 北区田中 157-110 | 244-1855 | |
| 旭公民館 | 北区広瀬町 3-26 | 224-0515 | |
| 東山公民館 | 中区平井 4-13-33 | 276-6202 | |
| 岡輝公民館 | 北区旭本町 1-80 | 222-0855 | |
| 御津公民館 | 北区御津宇垣 1629 | 724-1441 | |
| 灘崎公民館 | 南区片岡 204 | 362-0408 | |
| 建部町公民館 | 北区建部町福渡 496-1 | 722-2212 | |
| 瀬戸公民館 | 東区瀬戸町瀬戸 54-1 | 952-4146 | |
| 万富公民館 | 東区瀬戸町万富 257 | 953-0610 | |

- ・ご自宅等のパソコンからもデータ取込ができます。ご自宅のパソコン等を利用される場合は、歩数計とパソコンの接続に必要なケーブルをご用意いただくほか、利用されるパソコンの設定が必要です。詳細については、岡山市のホームページでご確認ください。
(http://www.city.okayama.jp/hofuku/hokenkanri/hokenkanri_t00023.html)
なお、毎週木曜 18 時 30 分から 20 時 30 分はメンテナンス作業を行っているため、歩数・体組成のデータの取込や、データの確認をすることができませんので、ご注意ください。
- ・歩数計を破損（誤って洗濯したなどの水没等を含む）や紛失された方で、そのまま本事業への参加継続を希望される場合は、自己負担で同じ歩数計をご購入いただきますので、市の担当窓口（086-803-1243）へお問い合わせください。
- ・歩数計の調子が良くない場合（例：表示されない、データの取込がうまくいかない等）は、電池切れでないか等をご確認いただいたうえで、オムロンのお客様サービスセンター（0120-30-6606）へお問い合わせください。オムロンで歩数計を修理した後、初めて歩数計のデータ取込みを行う際に、処理が正常に行えない場合は、市の担当窓口（086-803-1243）へお問い合わせください。
- ・なお、歩数計の初期不良と考えられる場合は、市の担当窓口（086-803-1243）へお問い合わせください。

(B) 対象プログラムへの参加 <任意>

- 本事業では、参加することでポイントがつく運動プログラムを用意しています。この機会にぜひ、これらのプログラムに参加し、運動習慣や食習慣を見直しましょう。
- 「行きましたポイント」の対象プログラムごとに所定の場所に設置してあるカードリーダー（読取装置）に、「健幸ポイントカード」をかざすことで、あなたの参加が記録されます。

(C) 健診結果の提出 <任意>

健診結果をご提出いただくと、健診受診の年度ごとに「健診受けたよポイント」が付与されます。平成 27 年度と平成 28 年度の 2 か年度連続で健診結果をご提出いただくと、「健診受けたよポイント」に加え、健診結果の内容に応じて、「健康になったよポイント」も獲得することができます。

ケース : 岡山市国民健康保険が実施する特定健診を受診した方

- ・各年度で、岡山市国民健康保険が実施する特定健診を受診した方は、「健幸ポイント参加申込書」の「健幸ポイント獲得及び事業効果の検証のため、岡山市が保有するあなたの健診結果の電子データを、健幸ポイント運営事務局へ提供することに同意しますか？」の欄の「同意する」に“レ”を記入していただいた場合は、「健診結果の写し（コピー）」を提出していただかなくても健幸ポイントが付与されます（ポイント付与をスムーズに行うため、同意していただいた方の健診結果の電子データを、岡山市から健幸ポイント運営事務局へ提供させていただきます）。
- ・ただし、平成 27 年 12 月中に特定健診を受診した方については、ポイントが付与される時期が平成 28 年度になる可能性があるため、平成 27 年度中にポイントを獲得したい場合は、以下の「ケース」の【健診結果の提出方法】に記載の要領で、12 月末までにご自身で「健診結果の写し（コピー）」をご提出ください。

ケース : 岡山市国民健康保険が実施する特定健診以外の健診等を受診した方

【ポイント対象となる健診結果の条件】

- ・ポイント対象になる健診結果は、平成 27 年 4 月以降に受けたものに限り、平成 27 年 3 月までのものは対象になりません。
- ・本事業は、国の実証事業であり、健康づくりに関するより正確で適切なデータの収集を目的とするため、提出いただく健診結果は、「特定健診、もしくは特定健診に準ずる検査」の結果とします。特定健診を受診されている方はその結果を提出し、特定健診を受診されていない方のみ、特定健診に準ずる検査（職場で受診する健診、後期高齢者等健診、人間ドック等）の結果を提出ください。
- ・特定健診や、特定健診に準ずる人間ドックのような検査であれば、少なくとも、腹囲、収縮期血圧、血糖（HbA1C）、中性脂肪の 4 項目の検査値が掲載されている場合が多いと考えますが、もし、それら 4 項目のうち、一部の項目しか記載がない場合でも、特定健診に準ずる人間ドックのような検査の結果であれば、ポイント対象となりますので、提出ください。
- ・なお、以下のケース等は、ポイントの対象になりません。
 - 治療中のため医療機関で定期的に血液検査を行なっている場合の検査結果
 - 民間フィットネスクラブで計測した腹囲や血圧等の結果

【健診結果の提出方法】

- ・健診結果に応じた健幸ポイントの付与を希望される方は、健診結果の一部を取り除いたり塗りつぶしたりせずに、健診結果をそのまま「コピー」したものを（「健診結果の写し（コピー）」という。）を提出ください。
- ・参加決定後にお送りする健幸ポイント ID が書かれたシールを、健診結果の写し（コピー）の右上の余白部分に貼り、同封の返信用封筒（ピンク色）に封入し、平成 27 年 12 月末までに（消印有効）、忘れずに郵便ポストにご投函ください。提出いただいた「健診結果の写し（コピー）」は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
 - シールを紛失された場合には、健幸ポイント ID を手書きして頂いても構いません。
 - 平成 28 年 1 月以降（消印）に提出頂いた「健診結果の写し（コピー）」については、平成 28 年 4 月以降のポイント付与となります。
 - 平成 28 年 4 月以降の健診結果の提出方法については、決まり次第、お知らせします。

(D)「健幸ポイントプロジェクトに関する調査票」への回答・提出【必須】

参加決定後に「健幸ポイントプロジェクトに関する調査票」(アンケート調査)をお送りします。この調査は、市民の健康づくりを支援する制度設計の基礎データとするために、本事業の参加者全員に対して実施するものです。本調査への回答は必須となりますので、受け取った後 1 週間以内に回答をご記入いただき、同封の返信用封筒(緑色)に封入し、郵便ポストにご投函ください。

回答の記入方法や問合せ先等は、調査票の表紙に記載されていますので、そちらでご確認ください。

事業開始から 3 か月後を目処に、全参加者に対して、本事業への参加後の状況等に関するアンケート調査を実施します。この調査への回答も必須となりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

(2) 獲得できる健幸ポイント

本事業の参加者は、「(1)参加者の実施事項」を実践することで、以下の7種類の健幸ポイントを獲得することができます。各ポイントの付与ルールの詳細は、P.11をご確認ください。

| 区分 | ポイント種類 | ポイント額など |
|--------------------|----------------|--|
| 歩数・体組成の測定 (1) | (1)がんばってますポイント | 毎月の平均歩数に応じて、ひと月に最大800ポイント |
| | (2)変わりましたポイント | 体組成計での測定結果に応じて、3か月ごとに最大1,000ポイント |
| 対象プログラムへの参加 (2) | (3)入会したよポイント | 対象プログラムのうち、参加費の月額が1,000円以上のものに新規に入会した場合に1,000ポイント、参加費の月額が5,000円以上のものに新規に入会した場合に3,000ポイント |
| | (4)行きましたポイント | 対象プログラムを利用した日数に応じて、1日20ポイント、ひと月に最大10日分(合計200ポイント) |
| 健康診断の受診 (3) | (5)健診受けたよポイント | 今年度受診した健診結果を提出すると、年度ごとに1,000ポイント |
| | (6)健康になったよポイント | 参加後、2年度目以降も引き続き、健診結果を提出すると、以前からの健診結果の改善度合いに応じて、最大3,000ポイント |
| その他 | (7)続けたよポイント | 6か月間連続で健幸ポイントを獲得し続けると、6か月ごとに500ポイント |

1: 定期的にデータを登録していただく必要があります。

2: 対象プログラムに行く際は、必ず「健幸ポイントカード」を持参して参加記録の登録を行ってください。忘れた場合は、「行きましたポイント」は付与できません。

3: 健診結果の提出(P.3を参照のこと)が必要になります。

【2】健幸ポイントの交換方法

ポイント交換コースの選択

- 本事業で獲得した「健幸ポイント」は、商品券、共通ポイント、寄付としてご利用いただけます。次の4種類（商品券：2種類、共通ポイント：1種類、寄付：1種類）の中から、ご希望のポイント交換コースを1つ選んで、「健幸ポイントプロジェクト参加申込書」にその番号をご記入ください。

| 区分 | 番号 | ポイント交換コース |
|--------|-----|-------------------|
| 商品券 | 101 | 表町商品券 |
| | 102 | UCギフトカード |
| 共通ポイント | 201 | Pontaポイント |
| 寄付 | 301 | 「心豊かな岡山っ子応援団」への寄付 |

- ポイント交換コースは、参加申込時にあらかじめ選んでいただきます。平成27年10月以降は、健幸ポイント運営事務局へのお電話等により、ポイント交換コースの途中変更が可能となる予定です。それまでは変更ができませんので、十分にご検討のうえ選択ください。なお、2月～3月は年度末事務のため、交換コースの途中変更はできませんので、ご注意ください。
- Pontaポイントコースを希望される方は、Pontaカードをご用意ください。参加申し込み時にPontaカードをお持ちでない方でもPontaポイントコースを選択できますが、後日、Pontaカードをお作りいただき、Ponta会員IDを健幸ポイント運営事務局にお電話でお知らせいただくか、WEBサイト「マイページ」から登録いただく必要があります。

健幸ポイントの交換時期と方法

- 健幸ポイントの獲得額が1,000ポイントに達した方について、自動的にポイント交換が行われます。ポイント交換時の手続きは一切必要ありません。
本事業への参加申込後に、健幸ポイントの獲得額が1,000ポイントに到達するまでは、健幸ポイントの交換ができません。
- 健幸ポイントの交換時期や方法は、ポイント交換コースの区分ごとに以下のとおりです。

| 区分 | 概要 |
|-------|--|
| 「商品券」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年2月29日（月）までの健幸ポイントが、1ポイント＝1円の換算として一括で、申込時に選択した商品券に交換され、3月末頃にご自宅に届きます。 ・ 「表町商品券」を選択された方の場合、3,000ポイントの交換ごとに500円のプレミアムが追加されます（例：3,000ポイントの健幸ポイントは、3,500円の表町商品券に交換されます）。 ・ 表町商品券、UCギフトカードの額面は、どちらも500円となります。商品券に交換しきれなかった500ポイント未満の端数は、健幸ポイント共同事業体を通じて、自動的に「心豊かな岡山っ子応援団」へ寄付させていただきます。 例：3,200ポイント獲得された方の場合、商品券の額面は500円ですので、3,000ポイント分が3,000円分（表町商品券の場合は500円のプレミアムが追加されるので3,500円分）の商品券に交換され、残りの200ポイントは寄付となります。 |

| 区分 | 概要 |
|----------|---|
| 「共通ポイント」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月 28 日に健幸ポイントの交換が行われ、翌月中旬までには、「健幸ポイント」1 ポイントが「Ponta (ポンタ) ポイント」1 ポイントとしてご利用いただけるようになりますので、Ponta.jp のポイント通帳でご確認ください (http://www.ponta.jp/c/web/history/)。 ・ 本事業に Ponta 会員 ID を登録されていない場合は Ponta ポイントに交換できません。また、誤った Ponta 会員 ID が登録された場合、別の人に Ponta ポイントがついてしまい、取り消しできません。Ponta 会員 ID の登録状況は、健幸ポイント運営事務局へお電話いただくか、マイページでご確認ください。必要に応じて、登録内容の確認・変更をしてください。 ・ 共通ポイント Ponta の使い方や利用可能店舗について、「ポンタ」でインターネット検索いただくか、以下のサイトでご確認ください。 -ポンタについて http://www.ponta.jp/ -利用できるお店 http://www.ponta.jp/c/partner/point_use.htm -商品等との交換 http://spend.ponta.jp/ |
| 「寄付」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年 2 月 29 日 (月) までの健幸ポイントが、1 ポイント = 1 円の換算として、「心豊かな岡山っ子応援団」に一括寄付させていただきます。 ・ 健幸ポイントによる寄付は、参加者個人からの寄付としてではなく、本事業での寄付として「健幸ポイント共同事業体」を通じて、まとめて寄付させていただきます。そのため、参加者による寄付の手続きは一切必要なく、領収証の発行並びに税控除の対象ともなりません。 |

健幸ポイントを商品券に交換された方は、賞金や福引きの賞金品、競馬や競輪の払戻金等と同様に一時所得扱いになります。一時所得の合計が 50 万円を超える場合は確定申告が必要です。

- 平成 28 年 3 月 1 日 (火) 時点で、ポイント交換されずに残っている健幸ポイントや、それ以降の獲得ポイントは、来年度 (平成 28 年度) のポイント交換対象として扱われる予定です。なお、来年度 (平成 28 年度) のポイント交換は、ポイント交換するための原資 (商品券等を購入費用等) に充てる国費等が利用可能になった後に実施させていただく予定です。

【3】健幸ポイントの獲得状況や交換状況の確認方法

健幸ポイントの獲得状況や交換状況は、以下の4つの方法で、参加者ご自身が確認できます。

なお、申込頂いた情報の登録は、申込受付から概ね3週間後となりますので、下記方法で確認できるのは、それ以降からとなります。

健幸ポイントに関するお知らせメール（月2回）

- 参加登録時にメールアドレスを登録された方には、毎月2回（第2水曜、第4水曜）、下記の情報等が記載された「健幸ポイントに関するお知らせメール」をお送りします（1）。
 - ・前月のがんばってますポイント数
 - ・当月の平均歩数
 - ・当該時点での保有ポイント数
- 参加申込後でも、WEBサイト「マイページ」からメールの配信や停止をすることができます。また、健幸ポイント運営事務局への電話により、メールの配信や停止をすることができます。

WEBサイト「マイページ」(随時)

- WEBサイト「マイページ」では、パソコンやスマートフォン等により、以下の内容をご確認いただけます。「健幸ポイント登録通知書」に記載の健幸ポイントIDとパスワードでのログインが必要です。
 - ・各種ポイントの獲得状況
 - ・取込を行った歩数や体組成の情報
 - ・参加者の登録情報（選択したポイント交換先含む）

電話（年末年始を除く平日9時～17時）

- WEBサイト「マイページ」を利用されない方は、健幸ポイント運営事務局（0570-022-298）までお電話いただき、健幸ポイントIDをお伝えください。担当がお調べして、健幸ポイントの獲得状況や交換状況をお伝えします。

ポイント交換結果のお知らせ通知（年度末：平成28年3月末頃）

- 今年度は、平成28年2月29日（月）までの獲得ポイント数やポイント交換結果等を、3月末頃までに、健幸ポイント運営事務局から郵送でお送りしますので、ご確認ください。

1：「健幸ポイントに関するお知らせメール」が届かない場合は、以下のケースが考えられます。

[ケース 申込書に間違ったメールアドレスを記載した場合]

申込書に記入したメールアドレスはWEBサイト「マイページ」のアカウント情報画面で確認・変更することができます。メールアドレスが間違っていたら、マイページで変更してください。マイページの使い方が分からない場合などは、健幸ポイント運営事務局までお電話ください。

[ケース 迷惑メールの設定をしている場合]

お使いの携帯電話、スマートフォン、パソコンで迷惑メールを受信拒否するための設定をしている場合、「健幸ポイントに関するお知らせメール」を受信できない場合があります。健幸ポイント運営事務局からのメールは、「no-reply@wellnesspoint.jp」というメールアドレスから配信されます。このメールアドレスからの、メールを受信できるように、迷惑メールの設定を変更してください。迷惑メールの設定方法は、お使いの携帯電話、スマートフォン、パソコンのメールソフトのサービスを提供している会社にご確認ください。

【 4 】 各種手続や問合せ方法

変更手続き

- 申込時の登録情報を変更される場合は、健幸ポイント運営事務局までお電話でご連絡ください。
- 「メールのアドレスや種別」、「Ponta 会員 ID」の登録・変更は、WEB サイト「マイページ」からも行うことができます。
- 転出等により、参加者が市民でなくなった場合は、本事業への参加を継続することができませんので、退会の手続きをお願いします。

退会手続き

参加者は、WEB サイト「マイページ」または健幸ポイント運営事務局への電話からの退会登録により、本事業から退会することができます。退会に関しては、下記の点にご留意ください。

| 項目 | 留意事項 |
|-----------|---|
| 健幸ポイントカード | ・ 退会時に、ご返却いただく必要はありません。 |
| 歩数計 | ・ 退会時に、ご返却ください。 |
| 対象プログラム | ・ 本事業を退会されても、対象プログラム（例：運動教室等）の利用は継続されます。対象プログラムの退会を希望される方は、各対象プログラムの窓口にて別途ご相談ください。 |
| ポイント残高 | ・ 退会となった時点で、健幸ポイントに残高がある場合であっても、当該ポイントを交換することはできません。 ・ 当該ポイントについては、健幸ポイント共同事業体を通じて、「心豊かな岡山っ子応援団」へ寄付し、有効に活用させていただきます。 |
| 蓄積データ | ・ 退会となった時点で、健幸ポイント共同事業体側に蓄積されている参加者に関するデータは、個人を特定できる情報を削除し、個人を識別できない形に加工した上で、本事業の評価等に利用させていただきます。 ・ なお、分析結果の公表に際しても個人が特定されることは一切ありません。 |

問い合わせ先

| 問い合わせ内容 | 問い合わせ先 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種情報の確認に関すること 参加申込内容、ポイントの獲得状況や交換状況等 ・ 変更・退会等の手続きに関すること ・ その他 | <p>< 健幸ポイント運営事務局 > 電話番号：0570-022-298 （ナビダイヤル：通話料はお問い合わせいただく方のご負担となります） 開設時間：9:00～17:00 まで （土日祝日と12/26（土）～1/3（日）の年末年始を除く）</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加申込に関すること | <p>< 市の担当窓口 > 岡山市 保健福祉局 保健管理課 健康寿命延伸室 電話番号 086-803-1243</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 各運動プログラム等に関すること | <p>別紙「行きましたポイント対象一覧」をご確認ください。</p> |

【 5 】 個人情報の取扱い、事業の中断・終了、規約変更

詳細は、付録の「参加規約」をご覧ください。

個人情報の取扱い

- 本事業において、健幸ポイント共同事業体が参加者から取得した個人に関する情報（以下「参加者情報」といいます）の取扱いは、個人情報保護法・岡山市の個人情報保護条例に準拠します。
- 本事業の適切かつ合理的な運用や効果分析・評価といった本事業の目的以外に、参加者情報を利用することはありません。
- 利用目的の範囲内に限り、参加者情報を匿名化し、個人情報にはあたらないデータとして外部に提供することや、統計処理した統計情報を外部に公表することがありますが、その際、個人が特定されることは一切ありません。

事業の中断・終了

- 健幸ポイント共同事業体は、利用期間内であっても、本事業のサービスの中断、または、サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。
- 本事業を中断・終了する場合は、参加者に対して、その旨を事前に電子メール又は岡山市のホームページ等でお知らせします。

規約の変更

- 参加規約を変更する場合は、電子メールまたは岡山市のホームページ等によって事前に変更内容をお知らせします。このお知らせ以降、参加者は変更の事実及びその内容を承認したものとみなさせていただきます。
- 参加者情報の利用目的または利用範囲の変更を行う場合は、個人情報保護法・岡山市の個人情報保護条例及び関連法規・ガイドラインに基づき、健幸ポイント共同事業体から、参加者に事前にお知らせし、同意を得た場合に限るものとします。

付 録

< 健幸ポイントの付与ルール >

(1) がんばってますポイント

普段から歩数計を身につけておくだけで、歩数計には日々の「歩数」データが自動的に記録されますので、そのデータを取り込んでください。歩数計には、42日分までの歩数データしか記録できないため、定期的にデータを取込みましょう。データ取込を行うと、歩数管理サービスのWEBサイトで、歩数の推移等がグラフ等でも確認できます。

歩数計を付けずに歩いた歩数は記録されないため、平均歩数が少なくなり、ポイントを獲得しにくくなりますので、歩数計は欠かさず身につけましょう。

< ポイントの付与基準 >

- 各月の1日あたりの平均歩数が、「[1]推奨歩数(1)を達成した場合」と「[2]ベースライン歩数(2)から増加した場合」に、合計で最大 800 ポイントを付与します(3)。長く続けることを重視して、無理のない範囲で歩くようにしましょう。

[1] 月の平均歩数が「推奨歩数を達成した場合」のポイント：

< 40歳以上～74歳までの方 >

| 推奨歩数の達成 | 付与されるポイント数 |
|----------|------------|
| 9,000 歩 | 300 ポイント |
| 12,000 歩 | 800 ポイント |

< 75歳以上の方 >

| 推奨歩数の達成 | 付与されるポイント数 |
|---------|------------|
| 7,000 歩 | 300 ポイント |
| 9,000 歩 | 800 ポイント |

[2] 月の平均歩数が「ベースライン歩数から増加した場合」のポイント：

| ベースライン歩数からの増加 | 付与されるポイント数 |
|------------------------|------------|
| 1,000 歩以上の増加 | 200 ポイント |
| 2,000 歩以上～3,000 歩未満の増加 | 300 ポイント |
| 3,000 歩以上の増加 | 500 ポイント |

- 1：将来、生活習慣病等を発症するリスクを低減させるために推奨される歩数のことで、年齢区分で異なります。
- 2：以前よりも歩数が増えたかどうかを比べるための基準（ベースライン）となる歩数のことで、参加者ごとに設定されます。本事業参加当初は、歩数計使用開始後7日間の平均歩数のことで、期間中の歩数に応じて、6か月毎に更新されます。自分のベースライン歩数はWEBサイト「マイページ」で確認して下さい。
 - ・75歳未満で4,000歩未満の場合は、4,000歩を基準歩数とした変化量を評価します。
 - ・75歳以上で3,000歩未満の場合は、3,000歩を基準歩数とした変化量を評価します。
- 3：ただし、「[1]推奨歩数を達成した場合」と「[2]ベースライン歩数から増加した場合」のポイントの合計が800ポイントを超える場合は、最大値の800ポイントを付与します。

<ポイント付与の時期>

- 当月の「がんばってますポイント」は、翌月になって初めて歩数データの取込を行った日から 1 週間以内に付与されます。

例：10 月に歩数データ取込を最初に行った日から 1 週間以内に 9 月の「がんばってますポイント」が付与されま
す。

(2) 変わりましたポイント

事業参加後、なるべく早めに（少なくとも参加した月のうちには必ず）、体組成の計測とデータ取込
を行い、その後は毎月 1 回程度の定期的な体組成データの取込を行きましょう。

BMI や筋肉率の計測には、正しい身長の設定が必要です。体組成計測時には、身長を正しく
設定してください。

体組成計で計測しただけでは、ポイント付与の対象にはなりません。体組成計での計測後には、
必ずデータ取込まで行ってください。

体組成計の設置場所には、データ取込用のパソコンも設置してあります。

<ポイントの付与基準>

- 3 か月後の「BMI」や「筋肉率」が、「【1】基準範囲内（ 1 ）にある場合」と「【2】ベースライン BMI
や筋肉率（ 2 ）から改善した場合」に、合計で最大 1,000 ポイントを付与します（ 3 ）。

【1】 3 か月後の「BMI」や「筋肉率」が「基準範囲内にある場合」のポイント：

< 40 歳以上～64 歳までの方 >

| 基準範囲内にある場合 | 付与されるポイント数 |
|---------------------|------------|
| BMI 18.5 以上～23.0 未満 | 1,000 ポイント |

< 65 歳以上の方 >

| 基準範囲内にある場合 | 付与されるポイント数 |
|--|------------|
| 男性：筋肉率 27.3 以上～29.7 未満 女性：筋肉率 22.0 以上～24.2 未満 | 500 ポイント |
| 男性：筋肉率 29.7 以上 女性：筋肉率 24.2 以上 | 1,000 ポイント |

【2】 3 か月後の「BMI」や「筋肉率」が「ベースライン BMI や筋肉率から改善した場合」のポイント：

< 40 歳以上～64 歳までの方のうち、3 か月後の「BMI」が 18.5 以上の場合 >

| ベースライン BMI からの改善 | 付与されるポイント数 |
|------------------|------------|
| 1.0 以上～1.5 未満の減少 | 300 ポイント |
| 1.5 以上～2.0 未満の減少 | 500 ポイント |
| 2.0 以上の減少 | 800 ポイント |

< 40 歳以上～64 歳までの方のうち、3 か月後の「BMI」が 18.5 未満の場合、または 65 歳以上の方 >

| ベースライン筋肉率からの改善 | 付与されるポイント数 |
|------------------|------------|
| 0.5 以上～1.0 未満の増加 | 300 ポイント |
| 1.0 以上～2.0 未満の増加 | 500 ポイント |
| 2.0 以上の増加 | 800 ポイント |

1：「BMI」や「筋肉率」が基準範囲内であることは、将来、生活習慣病や運動器疾患等を発症するリスクが
低減するとされています。

- 2：以前よりも BMI 又は筋肉率が改善したかどうかを比べるための基準（ベースライン）となる BMI 又は筋肉率のことで、参加者ごとに設定されます。本事業への参加申込から 3 か月間は、申込後に初めて体組成計で計測し取り込んだ値が設定され、その後は、3 か月ごとに最新の値が設定され、その後も 3 か月ごとに同様に更新されます。自分のベースライン BMI や筋肉率は WEB サイト「マイページ」で確認して下さい。
- 3：ただし、「[1] 基準範囲内にある場合」と「[2] ベースライン BMI や筋肉率から改善した場合」のポイントの合計が 1,000 ポイントを超える場合は、最大値の 1,000 ポイントを付与します。

< ポイント付与の時期 >

- 参加申込後に初めて体組成計で計測し取り込んだ日の月を 1 か月目とし、3 か月目の月末までに計測された最後の体組成データをもとに、その翌月末（4 か月目の月末）までに「変わりましたポイント」が付与されます。ただし、3 か月目の月末までに計測した体組成データは、4 か月目の 20 日までにデータの取込が済んでいることが条件となります。
- 3 か月目の次は 6 か月目になり、その後も 3 か月毎に体組成データの評価とポイント付与が繰り返されます。

(3) 入会したよポイント

< ポイントの付与基準 >

- 本事業に参加する際または参加したのち、参加費の月額が 1,000 円以上の対象プログラムに入会した場合に 1,000 ポイント、参加費の月額が 5,000 円以上のものに新規に入会した場合に 3,000 ポイント付与します。なお、対象プログラムに既に入会されていた方は、ポイント付与対象になりませんので、ご注意ください。
- 「入会したよポイント」の付与は、本事業に参加している期間中で、1 回限りです。

< ポイント付与の手続、時期 >

- 上記基準を満たす方は、次の方法により「入会したよポイント」の付与手続きを行ってください。
保健管理課へ電話（803-1243）又は e-mail（hokenkanrika@city.okayama.jp）で「入会したよポイント」の付与を受けたい旨をお伝えください。その際、健幸ポイント ID（健幸ポイントカードの裏面に記載されています）、氏名、入会したプログラムの実施主体、プログラムの名称、入会日をお教えてください。
- 当該プログラムへの入会の事実について、健幸ポイント運営事務局による確認ができたものについて、6 月下旬、10 月下旬、2 月下旬の 3 回のタイミングで、「入会したよポイント」を付与します。

(4) 行きましたポイント

< ポイントの付与基準 >

- 対象プログラムを利用した日数に応じて、1 日あたり 20 ポイント、ひと月に最大 200 ポイント（10 日分）付与します。
- 参加する対象プログラムの種類とは関係なく、参加日数に応じて付与されます。
例：複数種類のプログラムに参加しても、参加日が異なれば、参加日数分ポイントが付与されます（ただし、月間上限日数である 10 日以内に限りです）。
同一日に複数の対象プログラムに参加しても、1 日 20 ポイントとなります。

< ポイント付与の時期 >

- 当月の「行きましたポイント」は、翌々月の月上旬までに付与されます。

(5) 健診受けたよポイント

<ポイントの付与基準>

- 健診結果の写し（コピー）を提出した場合に、1,000ポイント付与します。
- ポイント付与対象となる健診結果は、平成27年4月以降のものに限ります。
- ポイント付与の詳細な条件は、P.3の「(C) 健診結果の提出」を必ずご確認ください。

<ポイント付与の時期>

- 健診結果の写しの提出から、「健診受けたよポイント」が付与されるまで、数か月かかる場合があります。なお、今年度は、平成27年12月末までに提出のあった健診結果について、平成28年2月末までにポイントが付与されます。
- ポイント付与は、各年度に受けた健診の結果に対して、各年度1回限りです。同一年度に受診した複数の健診結果の写しを提出したり、同一の健診結果の写しを複数回提出したりした場合でも、ポイント付与は1回のみとなります。

(6) 健康になったよポイント

<ポイントの付与基準>

- 健診結果の写しを毎年度提出すると、2年度目からは健診結果に応じて「健康になったよポイント」を付与します。評価対象となる健診項目及び基準値は、下表のとおりです。健診の各項目の数値が基準値内にあると、最大で合計3,000ポイントを付与します。

| 健診項目 | 基準値 |
|-------|---------------------------|
| 腹囲 | 【男性】85 cm 未満 【女性】90 cm 未満 |
| 収縮期血圧 | 130 mmHg 未満 |
| HbA1c | 6.0% 未満 |
| 中性脂肪 | 130 mg/dL 未満 |

- 健診結果が基準値内でなくとも、その前年度と比較して、健診結果の各項目の数値が改善していれば、その改善度に応じて、少なくとも300ポイント、最大で2,200ポイントを付与します。
- 同一年度の健診結果が複数提出された場合は、最初に提出されたものに対してポイント付与を判断します。その他、ポイント付与対象となる健診結果の基準は、「健診受けたよポイント」と同じです。
- ポイント付与の詳細な条件は、P.3の「(C) 健診結果の提出」を必ずご確認ください。

<ポイント付与の時期>

- ポイント付与の時期は、「健診受けたよポイント」と同じです。

(7) 続けたよポイント

<ポイントの付与基準>

- 健幸ポイントを6か月連続で付与された場合に、6か月ごとに500ポイントを付与します。
- 同じ種類の健幸ポイントを6か月連続して付与された場合だけでなく、複数の種類の健幸ポイントにまたがって6か月連続で付与された場合（例：9月～12月の4か月間はがんばってますポイント、1月は変わりましたポイント、2月は健診受けたよポイント）でも、ポイント条件を満たします。
- この6か月連続の期間が複数の年度にまたがった場合（例：平成28年1月～平成28年6月まで）でも、ポイント付与条件を満たします。

<ポイント付与の時期>

- 健幸ポイントが6か月連続で付与された月（6か月目）の翌々月に付与されます。

< 健幸ポイントに関するお知らせメール >

< パソコン・スマートフォン用メールイメージ >
(HTML メール)

**健幸ポイント
お知らせメール**

2014/10/22 健康ポイントID: 200012345

知っておきたい健康情報

同じ歩数でも連歩で10分以上継続した「しっかり歩数」で歩くとも脂肪の燃焼が高まり、血管がやわらかくなる効果があります。
今月の健康ポイント付与対象期間終了が近づいてきました。データ取り込みは早めに行いましょう

がんばってますポイント
(11月分歩数の獲得ポイント)

800 ポイント

歩数は累計方式であることを知っていますか?
10分×3回の歩行と30分連続歩行の効果は同じです。
V・V・V♪

今月の歩数を確認しましょう。ベースライン(基準)歩数より歩けていますか?

あなたの12月の平均歩数

6,300 歩

データ取得期間: 10/1-10/31
ベースライン歩数: 5,000歩

※ベースライン歩数計測時の平均歩数が本事業で定める下限値(74歳以下の方: 4,000歩、75歳以上の方: 3,000歩)を下回る場合は、下限値がベースライン歩数として設定されます。

現在の保有ポイント

10,000 ポイント

ポイント更新日: 2014年10月25日

詳しい情報はマイページを確認しましょう!
<https://wellnesspoint.jp/login?referer=mail>

本メール配信についての変更・停止はマイページから行うことができます。
また、本メールに見えない方、その他のお問合せがある方は運営事務局(0570-022-298)までお電話ください。
本メールに返信することはできませんので、ご注意ください。

送信者: 健幸ポイント運営事務局

< 携帯電話用メールイメージ >
(テキストメール)

☆~~~~~☆

健幸ポイントお知らせメール

☆~~~~~☆

2014/10/22 健康ポイントID:
200012345

~~~~~

| 知っておきたい健康情報

~~~~~

同じ歩数でも連歩で10分以上継続した「しっかり歩数」で歩くとも脂肪の燃焼が高まり、血管がやわらかくなる効果があります。

今月の健康ポイント付与対象期間終了が近づいてきました。データ取り込みは早めに行いましょう

~~~~~

■がんばってますポイント  
(11月分歩数の獲得ポイント)  
800ポイント

~~~~~

歩数が増えていますね。やったね
♪(∩^v^∩)♪
その調子で歩数を増やそう
♪(p・ω・q)ファイト♪

~~~~~

今月の歩数を確認しましょう。  
ベースライン(基準)歩数より歩けていますか?  
~~~~~

■あなたの12月の平均歩数
6,300歩

□データ取得期間
10/1-10/31

□ベースライン歩数
5,000歩

※ベースライン歩数計測時の平均歩数が本事業で定める下限値(74歳以下の方: 4,000歩、75歳以上の方: 3,000歩)を下回る場合は、下限値がベースライン歩数として設定されます。

~~~~~

■現在の保有ポイント  
10,000ポイント

□ポイント更新日  
2014年10月25日

~~~~~

詳しい情報はマイページを確認しましょう!
<https://wellnesspoint.jp/login?referer=mail>

□送信者
健幸ポイント運営事務局

< WEB サイト「マイページ」 >

WEB サイト「マイページ」では、ご自身の歩数・体組成の結果や獲得したポイントを確認することができます。 WEB サイト「マイページ」URL <https://wellnesspoint.jp/login/>

ログインの方法

健幸ポイント登録通知書に記載されている「健康ポイント ID ()」と「健幸ポイントのパスワード ()」を入力し、ログインボタン () を押してください。

(ログイン画面)

The image shows the login page for Wellness Point. At the top left is the 'Wellness Point' logo, and at the top right is the 'smart wellness city' logo. Below the logos is a blue header bar with a cartoon character and the text 'ログイン'. The main content area is a light orange box containing the login form. The form has two input fields: '健幸ポイントID' (Wellness Point ID) and 'パスワード' (Password). Below the fields is a yellow 'ログイン' (Login) button. Three red arrows point from yellow callout boxes to the form elements: the first points to the ID field with the text '健幸ポイントIDを入力', the second points to the password field with 'パスワードを入力', and the third points to the login button with 'ボタンをクリック'. At the bottom of the page, there is a footer with the text 'Copyright© 健幸ポイント運営事務局. All Rights Reserved.' and a small cartoon character next to the text 'ページトップへ!'.

マイページの見方

ログインすると最初に表示されるマイページ TOP 画面では、「現在の保有ポイント」、「前月分の獲得ポイント」、「前月分の獲得ポイントの内訳」を確認できます。また、「歩数・体組成」、「健幸ポイント通帳」など確認したい情報があれば、画面の右（赤い箇所）または下部の黄色のボタンを押してください。

(マイページ TOP 画面)

The screenshot shows the 'マイページTOP' (My Page TOP) interface. At the top, there are logos for 'Wellness Point' and 'smart wellness CITY'. The main content area is divided into several sections:

- 健幸ポイント (Wellness Points):** Displays '現在の保有ポイント' (Current Points) as 10,000 and '10月の獲得ポイント' (Points Earned in October) as 1,000.
- 10月の獲得ポイント内訳 (Breakdown of Points Earned in October):** A table listing various activities and their corresponding point values.
- Navigation Menu (Right Side):** A vertical list of menu items including 'マイページTOP', '歩数・体組成', '運動教室等の参加', '健幸ポイント通帳', '健診結果', 'アカウント情報', 'パスワード変更', and '終了 (ログアウト)'. A red dashed box highlights this menu.
- Bottom Navigation (Yellow Buttons):** A row of yellow buttons for '歩数・体組成', '運動教室等の参加', '健幸ポイント通帳', '健診結果', 'パスワード変更', and 'アカウント情報'. A red dashed box highlights these buttons.
- Footer (Right Side):** A 'Ponta' logo and three links for 'WellnessLINKへ', 'WellnessLINKのAndroidアプリ', and 'WellnessLINKインストール手順'.

A red arrow points from a yellow callout box to the menu items. The callout box contains the text: '確認したい情報を選んでクリック' (Click on the information you want to check).

| 項目 | ポイント |
|-----------------|-------|
| 入会したよポイント | 300 |
| がんばってますポイント(歩数) | 200 |
| 変わりましたポイント(体組成) | 1,000 |
| 行きましたポイント(参加) | 100 |
| 続けたよポイント | 800 |
| 健診受けたよポイント | 1,000 |
| 健康になったよポイント | 3,000 |

マイページで可能な手続き

マイページのアカウント情報画面では、申込時の情報を確認することができます。また、メールアドレス、メール種別、Ponta 会員 ID の登録・変更を行うことができます。

《アカウント情報画面》

Wellness Point logo and Smart Wellness City logo are visible at the top.

アカウント情報

| | |
|-----------|---|
| 健幸ポイントID | 200000096 |
| 氏名 | 試験 雪月花 |
| カナ氏名 | カチョウフウゲツ |
| 性別 | 男性 |
| 生年月日 | 1972年 01月 09日 |
| 郵便番号 | 123-4567 |
| 住所1 | 大田原市 |
| 住所2 | 住所2 |
| 電話番号 | 012-3456-7890 |
| メールアドレス | abe9@example.co.jp |
| メール種別 | <input checked="" type="radio"/> HTML形式 <input type="radio"/> テキスト形式 <input type="radio"/> 不要 |
| 保険者種別 | 国保：12345680 |
| 歩数管理ID | Walkレコード：TWR00005 |
| ポイント交換先 | 【201】 Pontaポイント |
| Ponta会員ID | 000000000100096 |

「メールアドレス、メール種別、Ponta会員ID」はこの画面から変更できます。

変更を登録

変更情報を入力後にクリック

マイページTOP
市設・体組成
運動教室等の参加
健幸ポイント通帳
健診結果
アカウント情報
パスワード変更
終了(ログアウト)

ページトップへ!

Copyright © 健幸ポイント運営事務局. All Rights Reserved.

メールアドレス、メール種別、Ponta 会員 ID 以外の登録情報の変更は、健幸ポイント運営事務局 (0570-022-298) までお電話ください。

パスワードの変更

パスワードを変更する際は、マイページのパスワード変更画面から行ってください。

〈パスワード変更画面〉

The screenshot shows the 'パスワード変更' (Change Password) page on the Wellness Point website. The page features a blue header with the Wellness Point logo and a 'smart business CITY' logo. A blue button labeled 'パスワード変更' is at the top left. The main content area contains two input fields: '新しいパスワード' (New Password) and '新しいパスワードの確認入力' (Confirm New Password), both with red arrows pointing to them from a yellow callout box labeled '新しいパスワードを入力' (Enter new password). Below the fields is a yellow '登録する' (Register) button, with a red arrow pointing to it from a yellow callout box labeled 'ボタンをクリック' (Click button). To the right is a vertical orange sidebar with navigation links: 'マイページTOP', '歩数・体組成', '運動教室等の参加', '健康ポイント通帳', '健診結果', 'アカウント情報', 'パスワード変更', and '終了(ログアウト)'. At the bottom left is a grey button 'マイページTOPへ戻る' (Return to My Page TOP). At the bottom right is a blue button 'ページトップへ!' (Back to Page Top!). The footer contains the copyright notice: 'Copyright© 健康ポイント運営事務局. All Rights Reserved.'

健幸ポイントプロジェクト 参加規約

2014年12月1日

第1条 (目的)

1. 本規約は、健康づくりに対する無関心な層も含めた多数の住民が健康づくりに興味を持ち、参加・継続して、より健康寿命の延伸が得られるような健康づくり制度の構築を目的とした、複数自治体連携型の健幸ポイントプロジェクト(以下「本事業」といいます。)を実施するために必要な事項を定めたものです。
2. この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

第2条 (共同事業体)

1. 本事業は、みずほ情報総研株式会社、株式会社つくばウエルネスリサーチ、国立大学法人筑波大学、凸版印刷株式会社により構成される健幸ポイント運営事業者(以下「運営事業者」といいます。)と岡山市(以下「本市」といいます。)により構成される健幸ポイント共同事業体(以下「共同事業体」といいます。)が実施するものです。

第3条 (用語の定義)

1. 本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。
 - (1) 「健幸ポイント」とは、参加者が、本規約その他共同事業体が定める基準に従って有効な交換を行うことによって所定の品又は便益の提供を受けるために使用することができる、交換手段及びその単位のことをいいます。
 - (2) 「申込者」とは、本規約に同意し、健幸ポイントプロジェクト参加申込書を共同事業体に提出した者をいいます。
 - (3) 「参加者」とは、申込者のうち、共同事業体により本事業への参加が承諾された者をいいます。
 - (4) 「参加自治体」とは、本事業に参加する市町村をいいます。参加自治体は別紙に記載したとおりとします。
 - (5) 「健幸ポイントカード」とは、参加者に対して、共同事業体から配付される非接触型 IC カードのことをいいます。
 - (6) 「健幸ポイント ID」とは、本事業の参加者に対して、共同事業体が付与する ID のことをいいます。
 - (7) 「健幸ポイント登録通知書」とは、本事業への参加登録を通知するために、参加者に対して共同事業体から配付される書類のことをいいます。
 - (8) 「健康増進プログラム」とは、参加自治体が指定する、参加自治体又は民間事業者が提供する健康増進プログラム等のことをいいます。
 - (9) 「歩数管理サービス」とは、共同事業体が指定する、歩数等を管理するサービスのことをいいます。
 - (10) 「共通ポイント」とは、提携する複数の企業で共通に利用できるポイントサービスのことをいいます。参加者は、獲得した健幸ポイントを共通ポイントに交換することができます。
 - (11) 「マイページ」とは、第 9 条に定める実施内容、及び第 10 条の定めにより付与される健幸ポイント等を確認できるウェブサービスのことをいいます。

第4条 (参加申込み)

1. 本事業への参加を希望する者は、本規約の内容を承諾した上で、健幸ポイントプロジェクト 参加申込書(以下「参加申込書」といいます。)により本規約への同意及び参加の申込みを行うものとします。
2. 申込者が参加申込書を提出後、共同事業体が参加申込書を受理した時点で、当該申込者は本参加規約に同意したものとみなします。

第5条 (参加者の決定)

1. 共同事業体は、第 4 条の参加申込書に記載された申込情報を確認した後に、必要な審査・手続き等を経た後に承諾し、健幸ポイントカード及び健幸ポイント登録通知書を送付します。
2. 参加者の決定は、健幸ポイント登録通知書に記載の登録日をもって決定とし、その時点より参加者と共同事業体の間に本事業への参加に関する契約が成立するものとします。
3. 共同事業体は、申込者が次のいずれかの場合に該当すると判断したときは、その申込みを承諾しないこと、又は承諾を取り消すことがあります。

- (1) 同一の参加者・申込者が複数の申込みを行った場合
 - (2) 申込者が実在しない場合又は本人確認ができない場合
 - (3) 虚偽の申込み等により、第6条に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - (4) 市外転出や死亡等により、住民ではなくなった場合
 - (5) 6ヶ月以上継続して、第9条第1項に定める事項を実施しなかった場合
 - (6) その他共同事業体が承諾できない事由があると判断した場合
4. 共同事業体は、申込みを承諾しない場合又は承諾を取り消す場合には、その旨を事前に通知するものとします。

第6条（参加条件）

1. 本市に住民登録している方で、かつ、40歳以上の方（当該年度において40歳に到達する方も参加できます。）
2. 歩数管理サービスに参加いただける方
3. 自己責任で本事業に参加できる方
4. 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属していない方
5. 本規約に承諾いただいた方
6. 本事業に関連するアンケート調査にご協力いただける方

第7条（参加者の負担）

1. 参加に係る費用は原則無料とします。ただし、次に定める事項は、この限りではありません。
 - (1) 健幸ポイントカードの再発行にかかる費用
 - (2) 歩数計の故障、又は紛失に伴う再購入等にかかる費用
 - (3) 事業参加に関する通話・通信・郵送にかかる費用
 - (4) 共同事業体が指定する健康増進プログラムへの参加にかかる費用
 - (5) その他共同事業体が別途指定する費用

第8条（歩数計及び健幸ポイントカードの管理）

1. 参加者は共同事業体から貸与された歩数計を善良な管理のもと取り扱うものとします。
2. 共同事業体が貸与した歩数計の再配付は原則として行いません。
3. 共同事業体が配付した健幸ポイントカードの再発行は、参加者の申し出に応じて行います。ただし、第7条に定めるとおり、再発行にかかる費用の一部をご負担いただきます。

第9条（実施内容）

1. 本事業への参加者は、次の事項に協力いただきます。
 - (1) アンケート調査の回答
 - (2) 共同事業体が指定する歩数管理サービスへの加入・利用
 - (3) 共同事業体が指定する健康増進プログラムへの加入・利用
 - (4) 歩数データの計測及びアップロード
 - (5) 体組成データの計測及びアップロード
 - (6) 健康診断の受診
 - (7) 運営事業者への健康診断結果の提供
2. なお、前項(2)及び(3)については、その提供元の利用条件や利用規約等の規定に従ってください。
3. 実施方法は、別途定める健幸ポイントプロジェクト 参加手引(以下「参加手引」といいます。)に基づくものとします。

第10条（健幸ポイントの付与）

1. 本事業における健幸ポイントは、第9条第1項(2)から(7)に定める事項の実施状況等に応じて参加者に付与するものとします。なお、付与される健幸ポイントとポイント付与の方針は、次に定めるとおりとします。
 - (1) 入会したよポイント
 - 指定した有料の健康増進プログラムに入会した場合
 - (2) がんばってますポイント
 - 個人毎に設定されるベースライン歩数に比べて一定量の歩数が増加した場合、及び推奨される歩数を達成した場合

- (3) 行きましたポイント
 - 指定の健康増進プログラムに参加した場合
 - (4) 変わりましたポイント
 - 3ヶ月毎のBMI(体重と身長の関係から算出される肥満度を表す指数)または筋肉率が改善した場合、及びそれらの数値が基準範囲内である場合
 - (5) 続けたよポイント
 - 6ヶ月連続で健幸ポイントの獲得が確認できた場合
 - (6) 健診受けたよポイント
 - 健康診断のデータにより健診受診が確認できた場合
 - (7) 健康になったよポイント
 - 1年毎の健診データが改善した場合、及びそれらの数値が基準範囲内である場合
2. 詳細は、別途定める参加手引に基づくものとします。

第11条(健幸ポイントの交換)

1. 獲得した健幸ポイントの交換等については、別途定める参加手引に基づくものとします。

第12条(申込み内容の変更の届出)

1. 参加者が、共同事業体に通知した住所、電話番号等、第4条の申込情報に変更が生じた場合、参加者は速やかに変更内容を共同事業体に連絡するものとします。
2. 共同事業体は、参加者から前項の変更に関する連絡がなされない場合、参加者が獲得した健幸ポイント又は参加者のポイント交換を無効とすることがあります。
3. 参加者が、本条第1項の変更の連絡を行わなかったために、共同事業体からの通知又は送付書類等が延着又は不着となった場合でも、当該通知又は送付書類等は、通常到達すべき時に参加者に到達したものとみなします。

第13条(退会申込み)

1. 参加者は、本事業の実施期間中に退会の申込みを行うことができます。
2. 退会の申込みは、別途定める参加手引に記載されている申請を行っていただきます。
3. 退会後は、共同事業体の本事業を通して取得した参加者の情報のうち、個人を特定できる情報を削除した上で、参加者個人を識別不可能な形式に加工し、その上で本事業の評価等に利用するものとします。
4. 退会の手続き完了と同時に健幸ポイントカードのご利用も中止となり、それまでにたまっていた健幸ポイントは本市が定める先に寄付されるものとします。

第14条(事業の中断・終了)

1. 共同事業体は、利用期間内であっても、本事業のサービスの中断、又は、サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。
2. 前項に基づき本事業を中断・終了する場合、共同事業体は参加者に対して、その旨を事前に電子メール又は本市のホームページ等によって通知することとします。

第15条(禁止事項)

1. 参加者は、次に定める行為を行ってはいけません。
 - (1) 歩数計の貸与、譲渡、販売、質入れ、その他の担保利用
 - (2) 健幸ポイントカードの貸与、譲渡、販売、質入れ、その他の担保利用
 - (3) 本規約に違反する行為
 - (4) 本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為
 - (5) その他第三者に不当な不利益を与える行為

第16条(損害賠償等)

1. 参加者は、本事業に伴うサービス等の利用に関連して、自己の責に帰すべき事由により共同事業体に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
2. 参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連して、共同事業体以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自

己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。

第17条(免責事項)

1. 本事業は、参加者の健康改善・増進を支援するものであり、参加者の健康状態が改善・増進されることについて、保証するものではありません。
2. 共同事業体は、本事業の中止により、参加者又は参加者に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負いません。
3. 共同事業体は、共同事業体の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。
4. 共同事業体は、共同事業体の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏洩した場合は、責任を負いません。
5. 共同事業体は、参加者の故意又は過失に起因して第三者により使用された、又は破棄された健幸ポイントに関して、参加者等に生じた損害について責任を負いません。
6. 共同事業体は、共同事業体が指定する健康増進プログラムや歩数管理サービスの利用において、共同事業体の責によらない事由により参加者が被った損害は、責任を負いません。

第18条(個人情報の取扱い)

1. 本事業に伴うサービスの実施等に際して、共同事業体が参加者から取得した個人に関する情報(以下「参加者情報」といいます。)の取扱いを、本規約で定めるほか、個人情報保護法・本市の個人情報保護条例に準拠するものとします。
2. 本事業の実施に際し、共同事業体は次に定める参加者情報を共同で取り扱うこととします。
 - (1) 第4条に定める参加申込書にご記入いただいた次の項目
 - 氏名、住所、性別、生年月日、郵便番号、メールアドレス、電話番号、健康保険種別
 - 歩数管理サービスID、共通ポイントID
 - (2) 第9条に定める事項の実施に伴い取得する次の項目
 - アンケート調査の回答結果
 - 歩数計データ(計測日、機器型番、歩数、消費カロリー)、体組成計データ(計測日、体重、BMI、体脂肪率、筋肉率、体年齢)
 - 健康増進プログラムの参加状況(自治体コード、団体・施設コード、運動プログラムコード、認証日時)
 - 健康診断結果(受診年月、身長、体重、BMI、腹囲、収縮期血圧、拡張期血圧、空腹時血糖、HbA1c、中性脂肪、HDL-コレステロール、服薬状況(血圧)、服薬状況(血糖)、服薬状況(脂質)、喫煙の有無、メタボリックシンドローム判定)
 - (3) その他本事業の実施に必要な次の項目
 - マイページの利用ログ
 - 健幸ポイントID
3. 共同事業体を取り扱うこととなる参加者情報は、次の各号に定める目的の達成に必要となる範囲内で利用し、あらかじめ参加者本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、お預かりした参加者情報を利用目的以外に利用することはありません。
 - (1) 本事業の適切かつ合理的な運用のための利用
 - 共同事業体からの健幸ポイントカード、案内・通知、各種情報、アンケート等の送付
 - 参加者に対する健幸ポイントの付与
 - 参加者が保有する健幸ポイントの交換
 - 参加者からの問合せの対応、確認及び記録
 - その他本事業の管理・運用のために必要な事項
 - (2) 本事業の効果分析・評価のための利用
 - 参加者の参加実績及び実施結果の集計・分析
 - (3) 参加者の行動変容及び健康状態改善効果の分析
 - サービス向上、事業展開方策の分析
 - 医療費抑制及び経済活性化等の分析

4. 参加自治体は、参加者情報を参加自治体が保有する医療費・介護保険等に関連した情報と照合したのち、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにしたうえで、前項第 2 号に定める医療費抑制の効果分析のために利用することがあります。
5. 参加者情報の外部提供については次に定めるとおりとします。
 - (1) 共同事業体は、参加者に対する健幸ポイントの交換に係る業務、アンケート調査の郵送・回収に係る業務、本事業の効果分析・評価等、本条第 3 項に定めた目的を達成するために必要最低限の範囲内で、参加者情報の取扱いを交換商品提供等の外部事業者に委託することがあります。なお、共同事業体が参加者情報の取扱いを外部に委託する場合は、安全管理が図られるよう、委託先に対し必要かつ適切な管理・監督を行うものとします。
 - (2) 共同事業体は、本条第 3 項に定めた利用目的の範囲内で、参加者情報を、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにすることにより、個人情報にはあたらないデータとして外部に提供することがあります。
 - (3) 共同事業体は、参加者情報を統計処理した上で、その統計情報を本条第 3 項に定めた利用目的の範囲内で、外部に公表又は提供することがあります。
 - (4) 参加者が、参加者情報の外部提供を行わないことを希望される場合は、第 13 条に定める方法により退会をお申し出ください。
 - (5) 上記の内容は、個人情報保護法・本市の個人情報保護条例及び関連法規・ガイドライン等の変更又は策定に合わせて変更されることがあります。
6. 参加者情報の安全管理措置については次に定めるとおりとします。
 - (1) お預かりした参加者情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止と是正、その他参加者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
 - (2) 共同事業体は、次に定めるとおり、参加者情報を適切に保護し、取り扱います。
 - 参加者情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き、適切な管理に取り組みます。
 - 利用目的や問い合わせ窓口をお知らせした上で、適切な範囲内で参加者情報を取得します。
 - 本条第 3 項に定めた利用目的の範囲内で参加者情報を利用します。
 - あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き、本条第 3 項に定めた利用目的の範囲を越えて参加者情報を共同事業体以外の第三者に提供又は開示しません。
 - 参加者本人より参加者情報の照会・開示などについて、別途定める参加手引に記載する問い合わせ窓口にご連絡いただいた場合は、適切に対応します。
 - 参加者情報への不正アクセス、参加者情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するために、参加者情報を安全に管理し、セキュリティの確保・向上・是正に努めます。
 - 関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取り組み及び継続的な改善・向上に努めます。

第19条(規約の変更)

1. 参加者は、本規約の変更については、電子メール又は本市のホームページ等によって事前に変更内容を通知した後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。
2. 参加者情報の利用目的、又は利用範囲の変更を行う旨の参加規約の変更を行う場合は、個人情報保護法・本市の個人情報保護条例及び関連法規・ガイドラインに基づき、共同事業体より参加者に事前に通知し、同意を得た場合に限り行います。

(別紙)

参加自治体

- 千葉県浦安市
- 栃木県大田原市
- 岡山県岡山市
- 大阪府高石市
- 福島県伊達市
- 新潟県見附市